

相談専用電話(在住・在職・在学) 072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料



「本当にかさねてい
るのか？」
本
当
に
水
道
管
に
錆
が
出
て
い
る
の
か
？
し
か
し
、
浄
水
器
は
高
額
だ
し
、
本
当
に
水
道
管
に
錆
が
出
て
い
る
の
か
？

突然、水道局を名乗る
作業服姿の男性の訪問が
あった。てっきり市役所の職員かと思
い、水道水の検査をしてもらった。ガ
ラスコップに試薬を入れると、水が
ピンク色に変色した。「水道管に錆が
でているので、浄水器の設置が効果
的だ。月々数千円で良い」とのこと。

突然、水道局を名乗る



水道局を名乗る「水質検査」
にはご注意ください！

アドバイス

1. 水道局の職員が突然訪問し、浄水器の販売やあっせんをすることは絶対にありません。玄関のドアを開けずにインターホン越しで対応し、不審に感じたときは、きっぱりと断りましょう。
2. 薬品を入れた水が変色(黄色・ピンク色・青色)するのは、殺菌用に加えている塩素に反応したもので、水道水が汚れているためではありません。
3. 訪問販売の場合、8日以内であればクーリング・オフができます。やめる理由は必要ありません。なお、契約させるために消費者を威迫して困惑させるような行為や、帰ってほしいと言ったのに帰らないなどの不適切な勧誘等があった場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていても契約の取り消しができる場合がありますので、消費生活センターへ相談してください。
4. 点検商法は、その内容が専門的なものが多く、消費者にとっては本当に必要な契約かどうかその場では分からないことがほとんどです。とにかくその場で契約せずに、不安な時は消費生活センターに相談してください。

困ったら
ご相談を！

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

最近寄せられた

【相談事例】



「**不要な衣類を処分しようと思っていたが**

大切な貴金属が安価で

引き取られてしまった!

【**あなたのまわりのこんな事例**】

「**不要な衣類やはきものはないか**」と業者から電話があり、不用品の買取りを依頼した。

衣類を見せていたところ、「**貴金属はないか**」としてくく言われたので、仕方なく数点の指輪やネックレスを見せた。

早速業者はその場で品定めをし、明細に**貴金属一式**と記した契約書を手渡し数万円と引き換えに持ち帰ってしまった。何か釈然とせず納得できない。

アドバイス

◎ 「**不要な衣類はないか**」と電話があり訪問を承諾したが、結局「**高価な貴金属類**」を半ば強制的に安価で買取っていく悪質業者が横行しています。最初の約束とは違うものを査定するのはきっぱりと断りましょう。**見知らぬ業者を自宅に招き入れることは危険です。**

◎ 納得した上で訪問購入を利用する場合でも一般的に購入契約とは違い、自身の身分証明書等を提示する必要が生じたりします。また、対象品を明らかにするため、明細に形状や大きさ・特徴などが記載されているか確認の上契約書を交わしましょう。

◎ 訪問購入ではその場で一旦納得していても、後日考え直してその取引を取り消したい場合クーリングオフが適用され、**8日以内**であれば無条件に取り消すことができます。納得がいかない買取を受けたり、不審な電話勧誘があった場合には、**早めに消費生活センター**に相談してください。

困った時はご相談を!

枚方市立消費生活センター

相談専用電話
(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

祝日除く平日

9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」
©枚方文化観光協会

緊急のお知らせ!

市役所職員を名乗る還付金等詐欺にご注意ください!

「市役所から送った書類の中で返金するものがある。口座番号を教えて欲しい。」という電話があったとの情報が、市民の方から寄せられています。

※市役所など公的機関から、電話で直接個人情報を読み出すことはありません。

※市役所など公的機関の職員が自宅訪問することがあります。その際は身分証明証の提示を求めましょう。

不審な電話や訪問があった時は消費生活センターにご連絡ください。

催し予告

「石けんキャンペーン
& 廃油回収(食用) 予定」

11月18日(火)

南部生涯学習市民センター
午前10時30分～正午

12月16日(火)

市役所本館北側
午前10時30分～正午

※家庭用食用廃油のみ回収
※容器はお持ち帰りいただきます
※1月は実施しません